

令和3年度早期退職に係る募集実施要項

令和3年8月3日

美馬市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例(平成27年美馬市条例第1号)第3条の規定により、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

募集の対象	令和4年3月31日現在で、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員(注1)
募集人数	若干名
退職すべき期日	令和4年3月31日
募集の期間	令和3年8月3日(火)8時30分から令和3年9月30日(木)17時15分まで
応募の手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」に必要事項を記入し、募集期間内に企画総務部秘書人事課に提出します。 ・ 選定後、認定又は不認定(注2)の通知が令和3年11月30日までに交付されます。 ・ 応募申請書の提出後、募集の期間が終了するまでの間に応募を取り下げたい場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下申請書」を応募申請書と同様の方法で提出します。 ・ 早期退職の認定を受けた者については、退職願を令和4年2月末日までに提出するものとします。
特例措置	退職手当を支給する際に、所定の割増措置があります。
問い合わせ	企画総務部 秘書人事課 担当/山口(電話52-8006 内線211)
<p>※注意事項</p> <p>(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会計年度任用職員、非常勤職員、臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員 (2) 令和4年3月31日までに定年に達する職員 (3) 令和3年8月3日(募集開始日)において懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)を受けている者又は令和3年8月3日から令和3年9月30日までに懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者 <p>(注2) 応募者が次のいずれかに該当する場合は、不認定とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この募集実施要項に適合しない場合 (2) 応募後に懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合 (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合 (4) 引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要と認める場合 	